

2022年5月19日

各位

会社名 株式会社MCJ  
 代表者名 代表取締役社長兼COO 安井 元康  
 (スタンダード市場 コード番号: 6670)  
 問合せ先 経営企画室 広報 IR 担当  
 ir-otoiawase@mcj.jp

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第24回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 第2条(目的)につきまして、現在行っていない又は行う予定がない事業目的を削除の上整理するものです。
- (2) 会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社には、2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものです。  
 また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更を伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分となります。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1～25(条文省略) 26. 下記に掲げる物品の企画、設計、制作、加工、施工、監理、仕入、輸出入、レンタル、卸売、販売及びそれらの受託業務、並びに録音・録画等の情報処理サービスの提供 ①～②(条文省略) <u>③化粧品、美容関連商品及び健康関連商品</u> <u>④健康関連機器及び美容関連機器</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1～25(現行どおり) 26. 下記に掲げる物品の企画、設計、制作、加工、施工、監理、仕入、輸出入、レンタル、卸売、販売及びそれらの受託業務、並びに録音・録画等の情報処理サービスの提供 ①～②(現行どおり) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<p><u>⑤</u>一般食品、健康食品、栄養補助食品及び飲料水  <u>⑥</u>農水産物、畜産物及びそれらの加工品  <u>⑦</u>農機具、建材及び資材  <u>⑧</u>木材、鉄鋼、プラスチック及び合成樹脂製品  <u>⑨</u>通信教育教材及び通信教育機器  <u>⑩</u>冷蔵、冷凍に関する設備</p>	<p><u>③</u>一般食品、健康食品、栄養補助食品及び飲料水  (削除)  <u>④</u>農機具、建材及び資材  <u>⑤</u>木材、鉄鋼、プラスチック及び合成樹脂製品  <u>⑥</u>通信教育教材及び通信教育機器  <u>⑦</u>冷蔵、冷凍に関する設備</p>
<p><u>⑪</u>酒類及び煙草等の嗜好品  <u>⑫</u>家庭用及び業務用ゲームソフト  <u>⑬</u>洗剤、洗浄用品、清掃用具及び環境美化製品</p>	<p>(削除)  <u>⑧</u>家庭用及び業務用ゲームソフト  (削除)</p>
<p>27. (条文省略)</p>	<p>27. (現行どおり)</p>
<p>28. 下に掲げる店舗又は施設の企画、設計、施工、システム開発、運営及び管理並びにそれらのフランチャイズ業  <u>①</u>～<u>④</u> (条文省略)  <u>⑤</u>サウナ、岩盤浴、炭盤浴等の温浴施設  <u>⑥</u>接骨、整体、リラクゼーションサービス及びヒーリングサービスの提供施設  <u>⑦</u>ホテル、旅館等の宿泊施設  <u>⑧</u>フィットネスクラブ</p>	<p>28. 下に掲げる店舗又は施設の企画、設計、施工、システム開発、運営及び管理並びにそれらのフランチャイズ業  <u>①</u>～<u>④</u> (現行どおり)  (削除)  <u>⑤</u>接骨、整体、リラクゼーションサービス及びヒーリングサービスの提供施設  <u>⑥</u>ホテル、旅館等の宿泊施設  <u>⑦</u>フィットネスクラブ</p>
<p>29. 音楽、芸能、ファッション、スポーツ、文化等に関する各種イベントの企画、制作、<u>興行</u>、運営及び管理</p>	<p>29. 音楽、芸能、ファッション、スポーツ、文化等に関する各種イベントの企画、運営及び管理</p>
<p>30～36 (条文省略)</p>	<p>30～36 (現行どおり)</p>
<p><u>37. 損害保険の代理店業務及び生命保険の募集に関する業務</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>38. 外食産業</u></p>	<p><u>37. 外食産業</u></p>
<p><u>39. 出版物の販売</u></p>	<p><u>38. 出版物の販売</u></p>
<p><u>40. 労働者派遣事業</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>41. 有料職業紹介事業</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>42. 不動産の売買、賃貸借及び管理業</u></p>	<p><u>39. 不動産の売買、賃貸借及び管理業</u></p>
<p><u>43. 土木工事、建築工事、設備工事及び内外装工事の企画、設計、施工及び管理</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>44. 店舗設備及び什器備品、並びに店舗運営又は管理用システムに関する設計、開発、仕入、賃貸、リース及び販売並びにそれらのメンテナンス業務</u></p>	<p><u>40. 店舗設備及び什器備品、並びに店舗運営又は管理用システムに関する設計、開発、仕入、賃貸、リース及び販売並びにそれらのメンテナンス業務</u></p>
<p><u>45. フランチャイズ加盟店及び販売代理店の募集、統括、サポート及び教育指導</u></p>	<p><u>41. フランチャイズ加盟店及び販売代理店の募集、統括、サポート及び教育指導</u></p>
<p><u>46. フランチャイズ出店に関する市場調査、並びにフランチャイズ加盟店の経営計画及び店舗設計等に関する指導及び代行業務</u></p>	<p><u>42. フランチャイズ出店に関する市場調査、並びにフランチャイズ加盟店の経営計画及び店舗設計等に関する指導及び代行業務</u></p>
<p><u>47. スポーツトレーナー及びスポーツインストラクターの育成</u></p>	<p><u>43. スポーツトレーナー及びスポーツインストラクターの育成</u></p>
<p><u>48. 接骨院、整体院、鍼灸院、リラクゼーションサロン、エステサロン、介護施設、デイサービス施設の経営及びフランチャイズ事業</u></p>	<p><u>44. 接骨院、整体院、鍼灸院、リラクゼーションサロン、エステサロン、介護施設、デイサービス施設の経営及びフランチャイズ事業</u></p>
<p><u>49. 医療用機械器具、医療用具、医療用品の賃貸、販売及び管理</u></p>	<p><u>45. 医療用機械器具、医療用具、医療用品の賃貸、販売及び管理</u></p>
<p><u>50. 医療請求事務及び病院一般事務の受託業務</u></p>	<p><u>46. 医療請求事務及び病院一般事務の受託業務</u></p>
<p><u>51. 接骨院、鍼灸院、マッサージ院等の施術所及び介護施設等に対する以下の業務</u>  <u>①</u>～<u>④</u> (条文省略)</p>	<p><u>47. 接骨院、鍼灸院、マッサージ院等の施術所及び介護施設等に対する以下の業務</u>  <u>①</u>～<u>④</u> (現行どおり)</p>
<p><u>52. コインランドリーの経営</u></p>	<p><u>48. コインランドリーの経営</u></p>

現行定款	変更案
<p>53. 上記各号に付帯及び関連する一切の業務</p> <p>2. 当社は、前項各号の事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業、その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第19条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、計算書類、事業報告及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>49. 上記各号に付帯及び関連する一切の業務</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p><u>第19条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第19条(株主総会資料の電子提供)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日で開催する株主総会については、変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>

以上